

2023年12月1日

お客さま 各位

東奥信用金庫

## カードローンおよび消費性資金における相続発生時の取扱いについてのお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当金庫はカードローンおよび消費性資金（以下、カードローン等）において契約者さまが亡くなられた際に、契約規定に定められた、期限の利益喪失事由である「相続の開始があったとき」に該当するとして、期限の利益を喪失させ一括弁済いただく契約としておりました。

今般、当金庫ではこの取扱いを見直し、すべてのカードローン等において「相続の開始があったとき」のみを理由として、期限の利益を喪失させ一括してのご返済を相続人に求めないことといたしました。

また、本件にかかる各種関連規定を変更し、当金庫ホームページの規定集に掲載いたします。

なお、返済遅延等の事由により、期限の利益喪失事由に該当した場合のお取り扱いには変更ございません。

カードローン等を相続されたお客さまは、ご返済など相続後のお手続きについてお取引店にご相談いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定概要

当金庫における各種関連規定内の、期限の利益当然喪失事由から「相続の開始」を削除

#### 2. 改定日

2024年1月4日（木）

以上